資料６－３

**ほう素等の排水基準に係る経過措置について（答申の概要）**

**１　審議経過**

　・大阪府では、水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）により法対象事業場に対し、大阪府生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）により条例対象事業場に対し、それぞれカドミウム等の有害物質に係る排水基準（一般排水基準）を定めている。

・有害物質のうち、ほう素、ふっ素、アンモニア等については、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対し、水質汚濁防止法及び両条例に基づく経過措置として暫定排水基準を定めている。

・法に基づく暫定排水基準については、平成28年７月１日に見直され、適用期限は平成31年６月30日までの３年間とされている。

・両条例に基づく暫定排水基準については、平成29年３月31日をもって適用期限を迎えることから、平成28年11月14日に知事から「ほう素等の排水基準に係る経過措置について」諮問され、水質部会を２回開催して審議した。

**２　ほう素等に係る排水基準**

ほう素等については、平成13年７月１日から、法に基づく排水基準が定められており、大阪府では、平成14年４月１日から、上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準を定めている。これらの適用状況は表１に示すとおりである。

排水基準の適用に当たっては、法、条例に基づき、経過措置として、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対し、期間を定めて暫定排水基準を適用しており、この経過措置については、過去3年ごとに見直しが行われてきた。

平成29年３月31日までは、これらの事業場に対し、表１の網掛け部に示す一般排水基準に代えて暫定排水基準を適用している。

表１　ほう素等に係る一般排水基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | 法対象事業場 | | 生活環境保全条例  対象事業場 | |
| ほう素及び  その化合物 | 上水道水源地域 |  | （上乗せ条例）  1mg/L（注２） |  | （生活環境保全条例。以下同じ）  1mg/L |
| 上水道水源地域以外の地域 |  | （水質汚濁防止法）  10mg/L | ⑥ | 10mg/L |
| 海域 | ① | （上乗せ条例）  10mg/L | ⑦ | 10mg/L |
| ふっ素及び  その化合物 | 上水道水源地域 | ② | （上乗せ条例）  0.8mg/L（注２） |  | 0.8mg/L |
| 上水道水源地域以外の地域 | ③ | （水質汚濁防止法）  8mg/L | ⑧ | 8mg/L |
| 海域 | ④ | （水質汚濁防止法）  15mg/L |  | 15mg/L |
| ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（注１） | 上水道水源地域 | ⑤ | （上乗せ条例）  10mg/L | ⑨ | 10mg/L |
| 上水道水源地域以外の地域 |  | （水質汚濁防止法）  100mg/L | ⑩ | 100mg/L |
| 海域 |  | （水質汚濁防止法）  100mg/L | ⑪ | 100mg/L |

注1）アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準値については、

アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量とする。

注２）旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する事業場に対しては適用しない。

注３）網掛け部には、次ページ以降における記述との対応をわかりやすくするため、番号を付している。

**３　検討にあたっての基本的な考え方**

　前回（平成25年）における経過措置の検討にあたっては、暫定排水基準は可能な限り早期に廃止するという考えのもと、表２の(１)～(５)に示す基本的な考え方を設定している。今回の検討にあたっても、この考え方により検討を行った。

表２　検討にあたっての基本的な考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本的な考え方 | | 備考 |
| (１) 上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場に対する暫定排水基準については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に廃止する。 | 上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に暫定排水基準を廃止し、上乗せ排水基準への移行を検討する。ただし、上乗せ排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しては、平成28年7月に見直された法の暫定排水基準を踏まえつつ、暫定排水基準を引き続き適用する。 | 表１の②、⑤に対応 |
| (２) 上水道水源地域以外の地域（海域も含む）に排出水を排出する日平均排水量30㎥以上50㎥未満の法対象事業場に対する、ふっ素に係る暫定排水基準については、日平均排水量50㎥以上の法の暫定排水基準を適用する。 | 上水道水源地域以外の地域（海域も含む）に排出水を排出する法対象事業場のうち、旅館業及び電気めっき業に属し、日平均排水量が30㎥以上50㎥未満の事業場に対しては、ふっ素について、上乗せ条例において法の50㎥以上の暫定排水基準である15mg/Lを暫定排水基準として適用している。  法の50㎥以上の暫定排水基準は、平成28年7月の暫定排水基準の見直し後も15mg/Lとされていることから、30㎥以上50㎥未満の事業場について、引き続き、50㎥以上の法の暫定排水基準を適用する。 | 表１の③、④に対応 |
| (３) 海域に排出水を排出する法対象事業場に対する、ほう素に係る暫定排水基準については、公共用水域の水質の保全の観点から、上水道水源地域以外の地域に適用する基準と同様の基準を適用する。 | 海域に排出水を排出する法対象事業場に対しては、ほう素について、法で、海域以外に排出水を排出する事業場に対して暫定排水基準が設定されている業種については、公共用水域の水質の保全の観点から、上乗せ条例において法と同じ暫定排水基準を適用する。 | 表１の  ①に対応 |
| (４) 生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の排水基準を適用する。 | 生活環境保全条例に基づく排水規制については、これまで、法対象事業場と同様の排水基準を適用してきたところである。こうした取組みは、上水道水源の保護をはじめとした府域の水質保全を図る上で、重要な役割を果たしていることから、これまでと同様の考え方で暫定排水基準を適用する。 | 表１の  ⑥～⑪に対応 |
| (５) 暫定排水基準の一定の適用期間を設定する。 | 現時点で一般排水基準を技術的に遵守することが困難な業種については引き続き暫定排水基準を設定することとするが、排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態、公共用水域での検出状況等を踏まえた適切な検討が行われるよう、一定の適用期間を設定する。 |  |

**４　暫定排水基準の案**

３の基本的な考え方、平成28年7月に見直された法の暫定排水基準、府域の事業場の排水実態等を踏まえて検討を行った結果、暫定排水基準の案を表３、４のとおりとした。

表３　法対象事業場に対する暫定排水基準の案

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 上乗せ条例に基づく暫定排水基準（適用期限：平成29年３月） | | 見直し後 |
| 業種区分 | (mg/L) | (mg/L) |
| 上水道水源地域 | ふっ素  ② | 旅館業（日平均排水量が30m3以上50m3未満であり、改正政令施行の際（昭和49年12月1日）現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの） | 15 | 変更なし |
| アンモニア等  ⑤ | 畜産農業 | 700 | 600 |
| 下水道業 | 20 | 変更なし |
| 食料品製造業（日平均排水量が30m3未満のもの） | 100 | 廃止 |
| し尿処分業（化学処理を行うものを除く） | 20 | 廃止 |
| し尿処分業（化学処理を行うもの） | 30 | 変更なし |
| 上水道水源地域以外の地域  (海域含む) | ふっ素  ③、④ | 旅館業（日平均排水量が30m3以上50m3未満であり、改正政令施行の際（昭和49年12月1日）現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの） | 15 | 変更なし |
| 電気めっき業（日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 変更なし |
| 海域 | ほう素  ① | ほうろう鉄器製造業 | 50 | 40 |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 50 | 40 |
| うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの） | 140 | 変更なし |
| 粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもの） | 120 | 廃止 |
| 貴金属製造・再生業 | 50 | 40 |
| 金属鉱業 | 100 | 変更なし |
| 電気めっき業 | 40 | 30 |
| 旅館業（温泉を利用するもの） | 500 | 変更なし |
| 下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの） | 50 | 変更なし |

表４　条例対象事業場に対する暫定排水基準の案

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 生活環境保全条例に基づく暫定排水基準（適用期限：平成29年３月） | | 見直し案 |
| 業種区分 | (mg/L) | (mg/L) |
| 上水道水源地域 | アンモニア等  ⑨ | 食料品製造業（日平均排水量が30m3未満のもの） | 100 | 廃止 |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域以外 | ほう素  ⑥ | ほうろう鉄器製造業 | 50 | 40 |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 50 | 40 |
| うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの） | 140 | 変更なし |
| 粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもの） | 120 | 廃止 |
| 貴金属製造・再生業 | 50 | 40 |
| ふっ素  ⑧ | ほうろう鉄器製造業 | 15 | 12 |
| うわ薬製造業 | 15 | 12 |
| アンモニア等  ⑩ | 酸化コバルト製造業 | 160 | 変更なし |
| 畜産農業 | 700 | 600 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 700 | 変更なし |
| モリブデン化合物製造業 | 1,700 | 1,500 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,700 | 1,650 |
| 貴金属製造・再生業 | 3,000 | 2,900 |
| 排水先 | 項目 | 生活環境保全条例に基づく暫定排水基準（適用期限：平成29年３月） | | 見直し案 |
| 業種区分 | (mg/L) | (mg/L) |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域 | ほう素  ⑦ | ほうろう鉄器製造業 | 50 | 40 |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 50 | 40 |
| うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの） | 140 | 変更なし |
| 粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもの） | 120 | 廃止 |
| 貴金属製造・再生業 | 50 | 40 |
| アンモニア等  ⑪ | 酸化コバルト製造業 | 160 | 変更なし |
| 畜産農業 | 700 | 600 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 700 | 変更なし |
| モリブデン化合物製造業 | 1,700 | 1,500 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,700 | 1,650 |
| 貴金属製造・再生業 | 3,000 | 2,900 |

**５　暫定排水基準の適用期間の案について**

・基本的な考え方の(５)に基づき、一定の適用期間を設定することが適当と考えられ、期間については、これまでの設定状況及び法における経過措置の適用期間が３年間とされていることを踏まえ、平成29年４月１日からの３年間とすることとした。

・なお、既設事業場に対しては、現状において見直し後の暫定排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はないと考えられた。

**６　経過措置の案に対する府民意見等の募集結果**

○ 募集期間：平成28年12月16日（金曜日）から平成29年１月16日（月曜日）まで

○ 募集方法：電子申請、郵便、ファクシミリ

○ 提出意見数：１件

○ 意見の内容：ほう素及びふっ素の一般排水基準の達成に向けて、開発途上である新たな排水処理技術の適用等に努力している状況であることから、一般排水基準に代えて暫定排水基準を適用する措置を延長するよう要望する。

　　 ➜ 案の趣旨に沿った意見であり、本部会としては、本案の修正は必要ないと判断した。

**７　ほう素等の排水基準に係る経過措置についての答申**

・ほう素等の排水基準に係る経過措置は、４、５のとおりとすることが適当であるとして、平成29年１月24日に知事に答申した。